

平成25年第4回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成25年9月3日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成25年9月3日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君 | 2番 主 枝 幸子 君       |
| 3番 奥 村 富士雄 君 | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 瀧 野 純 敏 君 | 6番 中 下 伸 君        |
| 7番 出 下 孝 君   | 8番 姫 宮 五 鈴 君      |
| 9番 折 出 直 幸 君 | 10番 大 田 直 樹 君     |
| 11番 中 雅 洋 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 新 木 之 博 君 |
| 民 生 部 長      | 奥 至 雅 君   |
| 会 計 管 理 者    | 山 根 道 春 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 中 村 政 愛 君 |
| 企画財政課長       | 車 地 孝 幸 君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 税務住民課長 | 中村 輝彦 君  |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 三好 修平 君  |
| 出納室長   | 吉原 修 君   |
| 学校教育課長 | 河本 和彦 君  |
| 生涯学習課長 | 坂井 眞智子 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任    | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 産業文教委員会報告
- (4) 議会基本条例推進特別委員会報告
- (5) 議会広報調査特別委員会
- (6) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告

議 事

|      |       |                                   |
|------|-------|-----------------------------------|
| 日程第1 |       | 「会議録署名議員の指名」                      |
| 日程第2 |       | 「会期の決定」                           |
| 日程第3 | 報告第5号 | 「平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」 |

|       |        |                                     |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第4  | 議案第34号 | 「坂町子ども・子育て会議条例の制定について」              |
| 日程第5  | 議案第35号 | 「坂町税条例の一部改正について」                    |
| 日程第6  | 議案第36号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」              |
| 日程第7  | 議案第37号 | 「坂町防災会議条例の一部改正について」                 |
| 日程第8  | 議案第38号 | 「坂町災害対策本部条例の一部改正について」               |
| 日程第9  | 議案第39号 | 「平成25年度坂町一般会計補正予算（第3号）」             |
| 日程第10 | 議案第40号 | 「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」     |
| 日程第11 | 議案第41号 | 「平成25年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」        |
| 日程第12 | 議案第42号 | 「平成25年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」       |
| 日程第13 | 議案第43号 | 「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」      |
| 日程第14 | 議案第44号 | 「（仮称）さか・なぎさ公園子どもの国整備工事請負契約の締結について」  |
| 日程第15 |        | 「一般質問」                              |
| 日程第16 | 議案第45号 | 「平成24年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」         |
| 日程第17 | 議案第46号 | 「平成24年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第18 | 議案第47号 | 「平成24年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |

- 日程第19 議案第48号 「平成24年度坂町介護保険事業特別  
会計歳入歳出決算の認定について」
- 日程第20 議案第49号 「平成24年度坂町後期高齢者医療特  
別会計歳入歳出決算の認定につい  
て」
- 日程第21 諮問第2号 「人権擁護委員の候補者の推薦につい  
て」

~~~~~〇~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 皆様、御起立お願いいたします。

一同、御礼。

(一同「おはようございます」)

○議長(川本英輔議員) 平成25年第4回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、残暑厳しい中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、平成24年度一般会計決算及び四つの特別会計決算の審査が上程されております。議員各位におかれましては、諸議案とともに十分に御審議の上、円滑な議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時03分）

（再開 午前10時04分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。平成25年第4回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、18件の案件につきまして御審議をお願いをいたしております。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会側の報告を行います。

報告1 議長報告を行います。

去る8月22日に、広島県町議会研修会が広島市のKKRホテル広島で開催されました。坂町議会から議員11名が出席いたしました。

午前中の講演は「世界経済と我が国景気の展望、アベノミクスの行方」と題して、信州大学経済学部教授、真壁昭夫氏による財政政策、金融政策、成長戦略について、日本を取り巻く諸外国の動向についての講演でありました。

午後からは「激動の政治情勢を読む」

と題して、消費税、TPP、集団自衛権行使など、安倍政権の取り組む課題について、時事通信社特別解説員の加藤清隆氏による講演でありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 総務厚生委員会報告を行います。

出下総務厚生委員長。

○7番（出下 孝議員） 総務構成員会の報告を行います。

7月19日に総務厚生委員会を開催し、6月9日に実施しました大雨・土砂災害を想定した訓練計画の検証を環境防災課と行いました。

今回の避難訓練は、「災害時要援護者避難支援制度」が制定されて初めての避難訓練であることから、どのような訓練計画に基づき実施されたのか、その結果どうであったのかを検証するとともに、今後の避難訓練に反映すべき課題は何かを重点に協議をいたしました。

その結果、次の2項目のさらなる取り組みが必要と確認いたしました。

一つは、要援護者を支援する支援者の訓練が十分にできていない。要援護者は訓練に参加することが難しいことが想定されることから、健常者等を代役として車いすなどの搬送具を実際に用いての避難訓練を実施する等、訓練内容の充実が必要です。

二つは、防災意識の育成です。訓練参加者が、前回、平成23年度は2,751人が、今回、平成25年度は1,751人と千人も減少しています。「自分の命は自分で守る。自分たちの町は自分たちで守る」そういった意識を育てることが重要であり、地域防災リーダーの養成、自主防災組織の育成、指導など、今後、さらなる取り組みの必要性を確認いたしました。

以上で、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 産業文教委員会報告。

瀧野産業文教委員長。

○5番（瀧野純敏議員） 産業文教委員会より報告をいたします。

平成25年7月26日午前10時より、委員6名と議長の出席をいただき、産業文教委員会を開会いたしました。

内容につきましては、県道坂・小屋浦線事業について、現在の進捗状況の確認を行いました。

行政側より三宅部長、西谷産業建設課長、藤本県道推進室長を交え、委員全員による質疑を行い、多種多様な意見交換を行いました。

進捗状況についての確認はいたしました。また、1工区全体の買収立ち退きの状況を町担当職員の案内で現地視察をし、買収立ち退きの状況を確認をいたしました。

県道の進捗状況が最近順調に進んでいるように感じ、会を終了いたしました。

今後、県道については、議員全員で推進すべき課題であると認識をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 議会基本条例推進特別委員会報告を行います。

出下委員長。

○7番（出下 孝議員） それでは、議会基本条例推進特別委員会報告をいたします。

平成25年4月に開催しました第2回議会報告会での質疑から5項目を抽出し、6月4日と21日、7月5日に委員会を開催し、対応を協議いたしました。

そのうちの主要な2項目について報告いたします。

一つは、「議会へ請願や陳情する場合の請願・陳情書の様式や提出要領、流れ等が知りたい」との質問がありました。坂町会議規則や他議会の情報などを参考に見直しを行い、質問者に回答をいたしました。

二つは、「坂町第4次長期総合計画で、坂町の人口を1万6千人にするようになっているが、具体的な計画はどうなっているのですか」との質問がありました。この件は今回の9月定例会の一般質問で質問を行い、明らかにすることといたしております。

次に、7月19日、8月2日と22日に委員会を開催し、坂町議会及び議員の評価シートの見直しを行いました。坂町議会の目指す姿を実現するために制定しました、坂町議会の最高機関である坂町議会基本条例に沿った評価項目や内容となっているかといった観点から見直しを行いました。

この評価シートに基づき、平成26年4月に各自が評価し公表するとともに、課題の抽出、対応策等を協議してまいります。

以上で、議会基本条例推進特別委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 議会広報調査特別委員会報告を行います。

柚木委員長。

○4番（柚木 喬議員） それでは、議会広報調査特別委員会報告をさせていただきます。

6月定例会以降、7月1日発行の議会だより編集のための委員会を7日間開催し、議会だより124号を発行いたしました。

次に、7月29日、30日に第78回町村議会広報研修会が東京で行われました。

1日目はシェンバツハ・サボーにて、テーマ名「わかりやすく、ふさわしい日本語」、「広報紙面デザインの基礎知識」、「議会だよりの撮影方法と表現方法」の講演があり、2日目は全国町村議員会館にて議会広報クリニックを受けました。

次に、8月1日に鳥取県日吉津村議会広報委員会の委員が来町されました。広報誌の編集、予算等について活発な意見交換がありました。

以上で、議会広報調査特別委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 監査委員報告。

中監査委員。

○11番（中 雅洋議員） それでは、坂町監査委員の例月出納検査の結果を報告させていただきます。

監査は坂町代表監査委員である西本昭孝氏並びに私、中 雅洋の2人で実施いたしました。

地方自治法第235号の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を平成25年6月分を6月20日に、平成25年7月分を7月23日に、平成25年8月分を8月23日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づく、平成25年各会計歳入歳出決算及び地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく、平成24年度決算にかかわる財政健全化比率及び資金不足比率に係る審査について、平成25年7月1日から7月25日まで実施し、8月23日に町長へ審査意見書を提出いたしました。

詳細につきましては、後ほど決算認定の議案検討で述べさせていただきます。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政からの諸般の報告を行います。

報告1 町長報告を行います。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る6月12日、東京都におきまして、全国街路事業促進協議会平成25年度通常総会が開催され出席をいたしました。

総会では、平成24年度事業報告及び決算報告が承認され、続いて、街路事業の促進等を図ることとする平成25年度事業計画及び総額4,315万円の平成25年度予算が可決されました。



また、道路は災害時には物流や医療等、国民生活を守る生命線として機能する不可欠な施設であると同時に、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を実現する社会資本であることを踏まえ、今後の道路整備のあり方に対し4項目の決議がなされ、総会が閉会をいたしました。

その後、地元選出の国会議員に対し要望活動を行いました。

なお、決議の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第116条の規定により、議長において、8番姫宮五鈴議員、9番折出直幸議員、10番大田直樹議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から9月11日までの9日間に決定しました。

日程第3 報告第5号「平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題にします。

提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第5号「平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全性を判断する各比率を公表し、それぞれの指標に応じた改善努力により財政の健全化に資するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告をいたすものでご

ございます。

それでは、各比率について御説明を申し上げます。

1 ページの健全化判断比率のうち実質赤字比率につきましては、一般会計が黒字決算となったことにより実質赤字額がございませんでした。

連結実施赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計が黒字決算となったことにより、連結実質赤字額がございませんでした。

実質公債費比率につきましては6.5%で、前年度に比べ1ポイントの減となりました。

将来負担比率につきましては、算定の結果、将来負担額がございませんでした。

次に、6 ページの資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計が黒字決算となったことにより、資金不足額がございませんでした。

健全化判断比率及び資金不足比率とも早期健全化基準を下回っておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

- 議長（川本英輔議員） 続いて、平成24年度決算に基づく坂町財政健全化審査意見書並びに平成24年度決算に基づく坂町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書が監査委員から提出されておりますので、報告を受けます。

中監査委員。

- 11番（中 雅洋議員） それでは、坂町財政健全化審査意見書について報告いたします。

審査は坂町代表監査委員である西本昭孝氏並びに私、中 雅洋の2人で実施いたしました。

平成24年度決算に基づく坂町財政健全化につきましては、平成25年7月17日から平成25年7月19日まで、審査実施日数3日間、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、平成24年度決算に基づく坂町下水道事業特別会計経営健全化審査につきましては、平成25年7月17日から平成25年7月19日まで、審査実施日数3日間、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、それぞれの説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 報告ですごくいい実績になってると思うんですけど、参考までに、この横棒じゃ数字が見えないので、参考の形でから公表してもらえませんか。よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

24年度の決算に基づく健全化判断比率でございますが、実質赤字比率につきましては表示はバーとなっておりますが、実際の参考数値といたしましてはマイナス1.0%でございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございますが、同じくマイナス2.2%でございます。

続きまして、将来負担比率でございますが、マイナス80.8%となっております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 済みません。下水道のほうもお願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 失礼いたしました。

平成24年度決算に基づく資金不足比率でございますが、マイナス4.4%となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） すごい数字だと思うんですけど、ここ何年かはマイナスになってから、もうこういう横棒を引く形の数字が出てこないという意味合いでから出ておるんですけど、ただ、すごく国からの指導があつてからこういう数字を示す形になっておると思うんですけど、言いかえれば、広島県の中とか全国とかいろいろ数字のよしあしがあると思うんですけど、ちなみに広島県の中では坂町はどんな状況でしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

正式な順位は把握しておりませんが、広島県でも上位に位置しておると把握しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 町長にお尋ねするんですが、最高のこの業績を上げて、去年もことしも、しかしやはりこの成績はこの県下にいたらトップクラスですね。だけど町民の住居、住まいの、要するに生活はというと、これがトップクラスに行くか、まだいってないはずなんですね。保険にしても何にしても高いものもある。これからその辺をひとつこの健全化比率ばかりを上げるんじゃなくて、もう少し広く町民に還元、要するにサービスの還元ですね、生活スタイルとかの。町長の言っているように安心安全な、町民の安心安全をつくる、その考えがあるのか、それだけをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、保険等のお話ありがとうございましたけれども、やはり全住民が極力納得していただけるような財政運営をしていきたいというふうに考えております。

○町長（吉田隆行君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 議案第34号「坂町子ども・子育て会議条例の制定について」を議題にします。

本件について提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第34号「坂町子ども・子育て会議条例の制定について」御説明を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「坂町子ども・子育て会議」の組織及び運営に関し必要な事項を条例で定めるものでございます。

会議は子ども・子育て支援法の「子ども・子育て支援は、父母、その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」という基本理念により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況を調査審議するためのものがございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今のこのこども・子育て会議条例の条例をいただいたんですが、3条にあります20人未満とするというのは、ある程度他町の状況等はどんな状況の中で20名とされたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） 済みません。委員の状況なんですけど、国が示しております委員の選定の中から13項目、坂町の場合、保育所の保護者代表、小学校の保護者代表を中心といたしまして、関係行政機関の職員、子ども・子育て支援事業に関する事業に従事する者等を合わせまして、14項目に当たっての委員を選定する予定といたしております。その関係で20人以内という形で定めております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 今の委員の問題なんですけども、坂町の場合は割と委員になるのが充て職が多いわけなんですけど、いわゆるこの委員の中で、その他町長が必要と認める者というふうになっておるんですけど、公募というものはしないんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蔦江君） 委員の内容につきましては、一応、今、議員が御指摘のとおり、その他町長が認める者という形は上げておりますが、今、委員の詳しいものに関しては選定中でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 選定中ということは、公募はせんということなんですか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 公募につきましても、現在検討中としております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第34号「坂町子ども・子育て会議条例の制定について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第34号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第35号「坂町税条例の一部改正について」を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第35号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は地方税法の一部改正等に伴い、坂町税条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を用いて改正の主な内容について御説明を申し上げます。

坂町税条例の新旧対照表をごらんください。

1 ページの第 4 7 条の 2 「公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収」の改正につきましては、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合の特別徴収を継続することとする法令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等を行うものでございます。

第 4 7 条の 5 「年金所得に係る仮特別徴収税額等」の改正につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しを行うものでございます。

新旧対照表の 2 ページをごらんください。

第 7 8 条の 2 「審査委員会の委員の定数」の規定の追加につきましては、地方税法第 4 2 3 条第 2 項において、固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 名以上と規定されておりますが、坂町税条例に委員の定数に関する規定が設けられていないため、委員の定数を 3 名とする規定を追加をいたすものでございます。

附則第 7 条の 4 「寄附金税額控除における特別控除額の特例」の改正につきましては、附則第 1 9 条の 2 の新設規定にあわせて引用条項を追加するものでございます。

新旧対照表の 3 ページをごらんください。

附則第 1 6 条の 3 「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」の改正につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、既定の整備を行うものでございます。

新旧対照表の 4 ページをごらんください。

附則第 1 9 条「一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改編をしたことに伴い、既定の整備を行うものでございます。

新旧対照表の 5 ページをごらんください。

附則第 1 9 条の 2 「上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設した法改正に合わせて規定を新設をするものでございます。

新旧対照表の 6 ページをごらんください。

旧附則第 1 9 条の 3 から旧附則第 1 9 条の 6 まで及び旧附則第 2 0 条、第 2 0 条の 3 及び第 2 0 条の 5 につきましては、このたびの法令の改正に伴い規定を削除いた

すものでございます。

また、この規定の削除に伴い、旧附則第20条の2につきましては、規定を繰り上げ、附則第20条といたすものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、平成28年1月1日でございます。

ただし、第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正につきましては、平成28年10月1日、第78条の2の規定につきましては、公布の日から、また、附則第7条の4第1項及び第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正につきましては、平成29年1月1日でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第35号「坂町税条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第35号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第36号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。



吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第36号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法の一部改正等に伴い、坂町国民健康保険税条例の一部を改正をいたすものでございます。

新旧対照表を用いて改正の主な内容について御説明を申し上げます。

坂町国民健康保険税条例の新旧対照表をごらんください。

1 ページの附則第4項の「上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」の改正につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

附則第7項の「一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離価税に改編したことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

2 ページの附則第8項「上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設した法改正にあわせて規定を新設をいたすものでございます。

2 ページから4 ページの旧附則第8項、第9項、第10項、第12項及び第16項につきましては、このたびの法改正に伴い規定を削除をいたすものでございます。

また、この規定の削除に伴い、3 ページの旧附則第13項及び14項につきましては、規定を繰り上げ、それぞれ附則第10項及び第11項とするものでございます。

3 ページから4 ページの附則第15項「条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」の改正につきましては、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行い、規定を繰り上げ、附則第12項といたすものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成29年1月1日でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第36号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

したがって、議案第36号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第7 議案第37号「坂町防災会議条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第37号「坂町防災会議条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

東日本大震災を踏まえた大規模災害に対する即応力の強化、災害時における被災者対応の改善等を図るための災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、防災会議の所掌事務に町長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を追加するとともに、防災会議の委員構成に自主防災組織の構成者または学識経験者のうち町長が任命する者を追加するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第37号「坂町防災会議条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第37号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第38号「坂町災害対策本部条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第38号「坂町防災対策本部条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

本件は、災害対策基本法の一部が改正され、この法律の規定を引用しております本条例の条文を整理すべく、一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、この条例の目的を定めた第1条中において、災害対策基本法第23条第7項を第23条の2第8項に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これより、議案第38号「坂町災害対策本部条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第38号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は、11時10分から行います。

（休憩 午前10時52分）

（再開 午前11時08分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第39号「平成25年度坂町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第39号「平成25年度坂町一般会計補正予算（第3

号) 」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、地方交付税額の決定及び前年度決算の確定に伴う繰越金等につきまして補正計上をいたしたもので、既定の予算総額に1億5,476万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億310万8千円といたすものでございます。

6ページの地方債補正につきましては、災害復旧事業を追加いたし、臨時財政対策債は借入額の決定に基づき限度額を変更をいたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、11ページの地方特例交付金及び地方交付税では、交付額が決定したことにより、それぞれ計上をいたし、国庫支出金では、セーフティネット支援対策等事業、ウォーキングトレイル等事業及び水尻1号線災害復旧事業をそれぞれ追加計上をいたしました。

12ページの県支出金、県負担金では、分権改革推進移譲事務交付金の額が決定をしたことにより計上をいたし、県補助金では、安心こども基金事業、松くい虫等防除事業及び消費者行政活性化事業をそれぞれ計上をいたしました。

13ページの繰入金、特別会計繰入金では、平成24年度の特別会計の決算に伴う精算分として、それぞれ計上をいたし、基金繰入金では、浮消波堤維持管理基金繰入金を追加計上いたしました。

繰越金では、平成24年度決算に伴い3,359万2千円を計上をいたし、諸収入、雑入では、県民だより配布手数料及び後期高齢者医療療養給付費負担金精算分をそれぞれ計上をいたしました。

14ページの町債では、臨時財政対策債及び土木施設災害復旧事業債をそれぞれ計上いたしました。

次に、15ページからの歳出で、総務費、財政管理費では、財政調整基金積立金1,700万円、大規模事業基金積立金9,847万3千円をそれぞれ追加計上をいたし、諸費では町税還付金300万円及び国庫金等精算還付金1,413万2千円を計上をいたしました。

16ページの民生費、社会福祉総務費では、コミュニティ推進事業を計上いたし、児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務260万円を計上いたしました。

18ページの土木費、道路新設改良費では、ウォーキングトレイル等事業1,58

2万6千円を追加計上いたし、港湾管理費では、浮消波堤調査42万円を計上いたし、公共下水道費では、下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金1,399万3千円を減額をいたしました。

19ページの災害復旧費では、7月4日の豪雨により被災した水尻1号線の復旧に係る経費を計上をいたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 11ページです。地方交付税、むしろこの中の普通交付税、これが当初予算6億4千万円に対して、約2億円ぐらい当初より多いんです。これって何か読み違いですか。どのようなことの事情があったんですか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 普通交付税の増額補正について御説明いたします。

平成25年度の予算編成時には、平成24年度実績及び国が示す地方財政計画をもとに試算し、普通交付税を6億4千万円計上いたしました。

しかしながら、基準財政需要額を厳しく見込んでおりましたこと、また、税収の減により基準財政収入額が減少したこと等により、5,812万6千円の増加の算定結果となり、このたびの補正計上をいたしましたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっと私もわからんのですが、6億4千万に対して約2億円、普通交付税が当初予算から多くなったような、すごくええことなんですが、極端な何かそういう事情があったんかなと思うて、その事情をちょっと聞くんですが。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

この地方交付税の中には当初予算で普通交付税を6億4千万円と、あと特別交付税、これを1億3,400万円を計上しておりました。当初予算では7億7,400万円を計上しておったんですけども、このたび普通交付税部分について増額の決定がなされましたので、普通交付税に係る部分を5,800万円を増額をいたしましたところ です。

ですからこの裏にはといたしますか、この計上されてない部分について、特別交付税1億3,400万円が当初予算で計上しておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 15ページの財政管理費がありますよね。大規模事業基金と財政調整基金、これは使うどこか目的、予定はあるんですか。その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

まず、財政調整基金につきましては、24年度の決算の実質収支額の2分の1以上積み立てることとしておりまして1,700万円、また、大規模事業基金積立金につきましては、このたびの歳入歳出の差し引き部分について9,800万円を計上させていただいております。

財政調整基金につきましては、今年度の財政運営のために、地方財政法等に基づいて繰越金の2分の1以上を積まないといけない部分とかございます。これらは、今後、社会保障関係経費も非常に伸びてまいります。こういった部分の中で、財政調整基金というのは今年度の財政運営のために積み立てをしておるものです。

また、大規模事業基金につきましては、（仮称）町民交流センターを、今、建設しておりまして、この部分について、昨年度までは臨時財政対策債等を積みながら、この建設財源に充てるために積み立てをしておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 19ページをお願いします。

災害復旧費の部分で、水尻1号線の復旧工事ということになってますが、ちょっと私は中身を知らないので、そこらをちょっと教えてもらって、工事の内容とかのを含めてからお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 水尻1号線の災害復旧工事の内容について御説明させていただきます。

7月4日の豪雨によりまして、水尻1号線の道路のり面が約12メートルほど崩壊しました。道路舗装自体には影響はないんですが、道路のり面の復旧を今からやって

いくということで、今回、436万円の補正を計上したものでございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） いつからいつまで、工事期間を。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 工事期間につきましては、国の査定をあずけるようにしております。それが終わりますと、その金額によりまして入札を行い、早目に復旧したいと思いますが、工事自体は3カ月程度で終わるのではないかと考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 早速、子ども・子育て会議の件が出ておるんですけども、これにつきましては全部で287万2千円ということでございますが、これは最初に歳入のほうで出とる子育て安心基金、あれを充当するのかどうかということと、それと、いわゆる支援事業計画のニーズ調査といったこと、ここら辺の概要がわかれば、概要もちょっと教えていただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの議案第34号で承認いただきました、坂町子ども・子育て会議条例の制定に基づき事業を行うもので、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、国が定めた項目を中心に地域のニーズ調査を実施いたします。そのニーズ調査費用が260万円と上げております。

なお、この結果に基づきまして、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブなど、法定の範囲内にはなりますが、坂町子ども・子育て支援事業計画を策定する予定としております。

あと、それに係ります消耗品10万円を上げております。この費用に関しましては、先ほど、奥村議員が御指摘のとおり、歳入の270万円を充てる予定としております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） もう一つ、今の15ページの旧役場跡地整備事業で工事請負



費が45万円、少しであるんじやが、これは何のために、今のままじゃいけんのか、それとも整地して売るとか、その辺を何か聞かせてくれませんか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

この工事請負費でございますけども、これは県道事業に協力いただいた方への代替地として、旧役場跡地の既存の植栽ですとか、フェンスとか、そんなものを撤去するのにかかる費用を計上したものでございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） ここへ載ってないから聞いてええもんかどうかちょっと迷ったんですけど、というのは、先日、体育館新築するに当たって岩石が出て、今回、出てくるものとばかり思ってたわけです、どれだけかかったんかなというふうなあれが。それでどこを探しても出てきてないもんだから、間に合わなかったというふうなのは大体推察するわけですけど、そこらあたりの説明、今度、12月に出させていただきますとかいうのが、積算が、何が間に合わなかったんか、その説明をちょっと。出るもんとかばかり思ってたわけです、説明を受けたものですから。よろしく。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

先日、全協で説明いたしましたけれども、石が出てきたことによる工事費の増、それともう一点、坂小学校の石垣の補強についても御説明申し上げましたが、実のところ、石が出たことによる工事費の増については、ある程度確定しております。しかしながら坂小学校の石垣の補強につきまして、このたびの9月議会に間に合わなかったというのが実情でございます、できる限り早い時期にまた議会のほうに提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時31分）

（再開 午前11時31分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 大変失礼いたしました。

この件につきましては、改めて全協のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 雑入のほうなんですけど、13ページの一番下、560万8千円と金額大きいんですけど、これって例えば何とかもちろんいつも締めて精算されるわけじゃないと思うんですけど、年に1回とかいうふうなことなんです。ちょっとその辺の内容を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） これは後期高齢者の医療給付に対する町負担分でありまして、12分の1部分、率にして8.33%を町が一般会計から負担しておるものでございます。

医療給付につきましては、出納閉鎖期間とどうしても給付が確定する時期のずれがありますので、その時期のずれの精算で、今回、払い過ぎた分が戻ってくるということになっておりまして、年によっては逆に支払う場合もありますし、今年度につきましては戻ってきたということでありまして、金額的にはこの程度でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 19ページをお願いします。

社会教育費の公民会費、これ、この前、予算の中で補正を入れるよということで約束いただいた小屋浦ふれあいセンターの床等維持管理業務、これはもう約束どおり入ってます。ありがとうございます。

質問は、その下の清掃業務、図書館費です。これって通常170万円ぐらいじゃないかと思うんですけど、今回、30万円ぐらい安くしてもらってるんですけど、これはこれで十分な清掃ができるんですか。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。

今の御質問なんですけど、この小屋浦ふれあいセンターの床管理業務と図書館の清掃業務、この2館を一緒にしまして、2年契約で一括発注による経費の削減でこうい

う方法をとっております。ことしは2年目になるので、新規になりますので、ことしは、最初、設計金額を予算で上げておきまして、これで入札残によって、2館とも入札残で減額させていただくというものなのですが、清掃業務といたしましては、従来どおりの形で整っております、内容といたしましては。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第39号「平成25年度坂町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第39号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第40号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第40号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について」御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成24年度決算額の確定による精算金等及び平成25年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に7,883万3千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を17億1,266万3千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明をいたします。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、国庫補助金977万3千円の減額は、当初交付申請額から計上をいたしました。

療養給付費交付金443万7千円、前期高齢者交付金6,353万5千円の増額は、支払基金からの交付決定により計上をいたし、繰越金2,063万4千円の増額は、平成24年度決算額の確定に伴い計上をいたしましたものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

10ページの後期高齢者支援金等1,142万円の増額、前期高齢者納付金等3万5千円の減額、11ページの老人保健拠出金20万円の減額及び介護納付金68万8千円の減額につきましては、平成25年度納付額の決定によるものでございます。

基金積立金6,241万3千円の増額は、繰越金や前期高齢者交付金等の歳入の増により計上をいたしました。

諸支出金では、保険税の過誤納還付金及び平成24年度の事業実績に基づく国への返還金592万3千円を増額計上をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 11ページをお願いします。

基金積立金の6,200万円、今までこの基金というのは、ちょっと確認なんですけど、ありましたですかね。何か繰越金が2千万円という形になっとならって、底をついとるような形の話のような感じがしとったんですけど、ちょっとそこらを説明お願いします。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 最近につきましては、もう基金を取り崩して、ずっとゼロの状態が続いておりました。過去には、平成19年ぐらいまでには基金積立金はございましたが、最近は積み立ててないという状況でございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） いや、それで今回を前期の金額の部分のような6千万円余り

が基金に回っておるという形は、今回はだから積み立てができるという意味なんですか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

年度中途ではございますが、歳入が当初予算で思ったより交付金等ふえたことと、あと前年度の決算により繰越金が出たことで、今回、これだけ基金が積めたということとございまして、今年度の医療給付費が最終的にどうなるかによりまして、またこの基金を取り崩さないといけないということになるかもしれませんが、現時点では積み立てができたということとでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今の11ページの一番下の基金の積立金ですけど、ちょっとごめんなさい、ひょっとしたら、これ、23の償還金利子及び割引料じゃなくて、25の積立金の入れ違いじゃないですか。25番、一番下ですね、今の11番。これ、基金の積立金でしょ。したがって、節の部分は25の積立金というふうな表示になるのが当たり前じゃないですか。ちょっと今の関連でお願いします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 財政的な面で一般的な部分でお答えさせていただきます。

この基金積立金につきましては、議員さんおっしゃられるように、第25節の積立金という形での節の区分が正しいことで、この部分については誤っておりますので、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 10ページの後期高齢者支援金の、これは内訳いうのはないんですか。あれば聞かせてもらえませんか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

この後期高齢者支援金というのは、後期高齢者の医療制度へ各保険者が拠出するお金でございまして、これは支払基金のほうへ支払うものでございます。後期高齢者の会計自体が40%が各保険者、国保であるとか協会健保、組合健保、共済組合の保険者からの支援金で成り立っております、その支援金の額が各保険者へ幾ら払ってく

れというのが支払基金から請求が来るもので、その額が今回確定したということで、金額を計上させていただいております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 済みません。補足説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度というのは、75歳以上の方の保険というのが後期高齢者医療ということになっておりまして、その方の医療費につきましては、半分が公費で見ると。残り半分のうち40%部分は各保険者、若い世代ですね、74歳以下の若い世代が支援しましょうということになっております。残りの10%は75歳以上の方が保険料を支払うという制度になっておりまして、その各保険者が負担する40%部分につきまして、これを全国でその金額を集めて、各保険者へ割り振ると。人数等に応じてその支援金額を割り振るといったものでございまして、その支援金額でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今の説明ですと、後期高齢者がやっぱりふえている県がああいうことになったということでええんですか、大体、今の。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

当初予算はあくまで見込みで計上しておったものですから、今回、額が確定したということで、増額補正をしたものでございます。

実質の医療給付費については人数もふえておりますので、給付費自体はふえておるという状況でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第40号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第40号は可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第41号「平成25年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第41号「平成25年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について」御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入のみの補正でございます。

歳入総額につきましては、7億354万6千円と変わりありません。

歳入につきまして、6ページをお開きください。

一般会計繰入金の1,399万3千円の減額は、平成24年度下水道事業特別会計の決算確定によるものでございます。

また、繰越金1,399万3千円の増額につきましても、平成24年度下水道事業特別会計の決算確定によるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） これについてはちょっと私もわからんのですが、要は一般会計からもろに下水道のほうに繰越金としてこの金額を入れたらどういうことになるんです。そういうようなことのやりくりいいですか、一旦、一般会計の繰入金で入れ

て、こちらに振りかえたということですか。そういうことですね。ちょっとその辺の意味合いを教えてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

この繰入金につきましては、当初予算で一般会計と特別会計、または特別会計間で、一方の会計の収支不足を補填するために設けておる制度でございまして、当初計上しておりました繰入金に平成24年度の決算が確定したものですから、同額の減額補正と増額補正をしたものでございまして、会計自体は増減額なしということで計上しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第41号「平成25年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第41号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第42号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について」を議題とします。



本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第42号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成24年度決算額の確定による精算金及び繰越金等について補正計上を行ったもので、既定の予算総額に729万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億4,777万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金の介護給付費国庫負担金119万円、支払基金交付金の介護給付費交付金6万4千円、県支出金の介護給付費県負担金76万円及び繰越金528万1千円は、平成24年度決算額の確定に伴い計上をいたしました。

次に、10ページの歳出で、基金積立金の介護給付費準備基金積立金119万6千円は、平成24年度決算額の確定に伴う剰余金を計上をいたしました。

次の諸支出金、償還金では、平成24年度事業実績に基づき、国、県及び支払基金への返還金74万6千円を計上いたしました。

繰出金、一般会計繰出金では、平成24年度事業実績に基づき、535万3千円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第42号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第42号は可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第43号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本件について提案理由余説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第43号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成24年度決算額の確定による精算金及び繰越金等について補正計上を行ったもので、既定の予算総額に128万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,984万2千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、繰越金128万1千円は、平成24年度決算額の確定に伴い計上をいたしました。

次に10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金では、平成24年度保険料確定に伴い73万2千円を計上をいたしました。

諸支出金、一般会計繰出金では、平成24年度決算額の確定に伴い54万9千円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第43号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

したがって、議案第43号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第14 議案第44号「(仮称)さか・なぎさ公園子どもの国整備工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第44号「(仮称)さか・なぎさ公園子どもの国整備工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本事業につきましては、公募型プロポーザル方式で整備事業者の募集をいたし、最優秀提案者の選定に当たり、事業者選定審査委員会の設置をいたしました。

平成25年5月29日に第1回目の事業者選定審査委員会が開催され、審査基準等の審議結果を踏まえて、6月10日にプロポーザルの広告及び募集要項の公表を行いました。

そして、6月20日に2者からの参加表明を受け、7月26日に同じく2者から技術提案書が提出されました。

その後、事業者選定審査委員会が8月5日及び8月19日の計2回開催され、各者の技術提案書が審査されました。

その結果、提案価格8,924万3,968円のタカオ株式会社が最優秀提案者に選定されたことから、優先交渉権者に決定をいたしましたので、この契約の締結につい

て、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事の工期は平成26年3月20日といたしております。

提案内容の詳細につきましては、都市計画課長から説明をさせますので、よろしく  
お願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君）（仮称）さか・なぎさ公園子どもの国整備工事の概要  
について、お手元の資料により御説明いたします。

本工事は広島県が管理しております坂・なぎさ公園の一部、約8,300平方メー  
トルを（仮称）さか・なぎさ公園子どもの国として借り受け、そのうち約5,700  
平方メートルに子供専用の公園を整備するものでございます。

整備内容といたしましては、児童用、幼児用遊具、あずまや、シェルター、汐広場、  
散策道、便所、水飲み場、照明設備、防犯カメラ等を設置するものでございます。

工事施工に当たりましては、請負業者に対し、作業中の安全対策等十分指導を行い、  
工事災害の防止に万全を期して事業の実施に充てる所存でございます。

以上で、（仮称）さか・なぎさ公園子どもの国整備工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第44号「（仮称）さか・なぎさ公園子どもの国整備工事請負契約  
の締結について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願いま  
す。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第44号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれをもって延会といたします。

再開は、あす9月4日10時とします。

御苦勞でございました。

(延会 午後0時01分)